

令和元年度 第1回長野県文化財保護審議会 会議録

日時：令和元年9月9日（月） 11時00分～16時00分

会場：長野県庁議会増築第1特別会議室

出席委員：佐々木会長、市澤委員、入江委員、大窪委員、小野委員、熊田委員、
高橋委員、多田井委員、土本委員、松崎委員、村山委員、山田委員、吉田委員
(13名※開会時9名)

1 開会

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

【開会】

(1) あいさつ

○事務局（小林文化財・生涯学習課長）

本日は、台風の影響で交通機関が乱れておりまして、まだお着きにならない委員さんがいらっしゃると思いますが、審議会自体は午後ですので、始めさせていただきたいと思えます。

本日は、ご多忙の中、文化財保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃から、文化財の調査等でご尽力、ご協力いただいていることに対しまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

本日は、今年度第1回目の審議会ということになりますが、この後、部会での審議を挟みまして、平成30年度の第2回の審議会を1月に開催した際に諮問いたしました案件を中心にご審議いただきたく思っております。その後、また新たに県宝の指定の諮問を1件させていただく予定であります。

委員の皆さまにおかれましては、午後5時ぐらいまでの長時間に及ぶ日程となり、誠に恐縮ではございますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(2) 佐々木会長あいさつ

○佐々木会長

皆さん、おはようございます。台風15号の中、県内はあまり被害がなかったようで、本当にホッとしました。ただ、東京からの先生たちは、来るのが遅れているようですので少し不安です。

台風のことを考えますと、心配していましたが、文化財に対して災害をもたらすのではないかという危惧でございます。台風だけではなく、地震ですとか、あるいは雷、火事。昔から、「地震、雷、火事、おやじ」といわれていますが、その3つと、さらに近年では水害がひどい状態で起きています。こういった災害による被害にどう対処していくかということ、考えておかなければならないと思えます。

近い例ですと、千曲市の武水別神社の社家の火災がございました。土本先生と行きましたけれども、全焼でして、県宝の指定解除がされています。今、再建が進められておりますが、やはり再建やあるいは修復するにあたって、いろいろなことを対策として考えておかなければならないことがあります。文書に関しましては、その後すぐに長野県立歴史館館長の笹本先生がレスキューにあたっておりました、また体制も整えようとしていると聞いております。

また、私の専門の名勝に関しまして、特に庭の例ですが、今までの記録ではやはり不十分だということが上がってきております。例えば、もう8年前ですが東日本大震災がありました。宮城県石巻市に齋藤氏庭園が国により名勝指定されています。かなり被害を受け傷みました。測量図はその前に作成しておりましたので大丈夫かと思ったのですが、やはりそれでは済まないということが言われています。

例えば、分かりやすい一例を挙げますと、石灯籠です。石灯籠は、本当に単に積んだだけです。あの庭の石灯籠は全て倒れました。では、それをどう積み直すかと申しますと、こうだったと思って積み直しても、何か違うとみんな思ってしまう。どうしたらいいかといいますと、少なくとも2方向、できたら3方向からの写真を一基一基撮っておいて、それで3カ所から見て元通りに積み直していく。それでさえも、微妙な雰囲気というのが本当はありまして、どこか違うということを感じてしまうのですが。

ですから、それなりの調査、そしてその記録というのが最低限必要になります。先生方それぞれの分野で、さまざまな視点から、あるいはさまざまな被災からの修復が必要になるかと思えます。

では今、何を記録しておかなければならないのか、それをもう一度考えていただきたいと思っております。特に必要なのは指定のときです。指定のときに何を記録として残しておかなければならないのか、修理・修復などのとき、何が重要になっていくのか、そういったことを考えながら、チェックをお願いしたいというふうに思っております。

簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

〈審議会成立報告〉

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

ただ今のごあいさつの中にありましたが、台風の影響で若干名関東方面からお越しの委員さんから、遅刻のご報告をいただいておりますが、現時点の委員の出席状況は、委員15名中9名の委員の皆さまにご出席をいただいております。

委員の過半数のご出席をいただいておりますので、長野県文化財保護条例第42条第2項の規定によりまして、本会議が成立することをご報告いたします。

遅れてお越しの委員の皆さまも、到着次第、審議会に合流するということでございますので、よろしく願いいたします。

(3) 諸連絡

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

【配布資料、日程確認】

【文化財指定状況の説明】

※部会別審査のため、中断

(2 部会別審議 (略))

(3 全体会 (略))

4 審議

(1) 審議

〈議長選任〉

○事務局 (小林課長補佐兼文化財係長)

それでは審議会を再開し、次第4の審議に移らせていただきます。会議の議長につきましては、会長が議長となる旨、長野県文化財保護条例第42条第1項に規定されておりますので、佐々木会長をお願いいたします。

○佐々木会長

それでは、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

〈議事録署名人の指名〉

○佐々木会長

初めに、本日の議事録署名人を指名いたします。高橋委員さん、土本委員さんをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

〈会議の撮影、傍聴の許可〉

○佐々木会長

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆さまにお諮りした上で認めてきたところです。本日も、これを許可したいと思います、ご異議はございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ご異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音につきまして、これを許可いたします。

それでは、本日の議題2件について審議を始めたいと思います。

〈答申案件：「宮下家住宅」〉

○佐々木会長

まず、議第1号の「宮下家住宅」につきまして、ご審議をお願いいたします。この案

件につきまして、担当の土本委員からご説明をお願いいたします。

○土本委員

【資料に基づき説明】

○佐々木会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、質疑などがございましたら発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

ちなみに私からお聞きしたいのですが、2番目で「和合の念仏踊り」を家の前で踊るというのは、この図8のどの辺なのでしょう。

○土本委員

両面コピーの1ページ右下が配置図です。そこに切妻の屋根がありますけれども、その左下のところに相当します。飛びまして図の2は、断面位置図という平面図がありますが、見ていただきますと「カミダイ」という片仮名があるかと思えますけれども、この下に4畳の並びがありますが、そこに当主が着座される。その前が先ほどの前庭になりまして、そこで舞が踊られるのですけれども、その前に熊野社から始まって、ここで今の当主、歴代の当主をたたえるという意味合いを含めた踊りがあって、その後、山を登りながらお寺のほうに行くという感じです。

○佐々木会長

ありがとうございました。

ほかに、どなたか質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

【質疑等なし】

○佐々木会長

それでは、本案件につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

それでは、「宮下家住宅」につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。ありがとうございました。

〈答申案件：「遠山川の埋没林と埋没樹」〉

○佐々木会長

次に、議第2号の「遠山川の埋没林と埋没樹」につきまして、ご審議をお願いいたします。この案件につきましては、担当の山田委員さんからご説明をお願いいたします。

○事務局（谷指導主事）

説明の前に資料の訂正をさせていただきたいと思います。

本文の、27ページと通し番号が書いてあるところから6ページ分になりますが、これはちょっと修正が多いので、先ほど新たなもの、両面3枚にわたって配布した長野県指定文化財候補物件調査表というものがあります。これと差し替えをお願いします。

それから、図のほうも33ページ以降訂正があるのですが、こちらは組み替えが間に合いませんので、修正部分を口頭でこれから申し上げます。

図の並び替えになるので、番号が入れ替わることになります。34ページですが、まず図2が図5になります。それから図3が図6になります。次のページに行きまして、図4は図3になります。続きまして36ページのところで、図5が図4になります。37ページの部分、図6が図7になります。それから下、図7が図8になります。

併せて、小道木産標本樹の括弧の中の「梨本（元）」が「本」になっていますが、これが令和元年の「元」の字に直していただきたいと思います。

図のほう最後ですけれども、38ページの図8が図2になります。それから、図のタイトルですが、「遠山川流域の埋没木の分布図」になっていますが、「埋没木」の部分「埋没林」と「埋没樹」に直していただいて、「遠山川流域の埋没林と埋没樹の分布図」というタイトルに変更になります。

差し替えの資料に書いてある図の番号は、今、口頭で修正した番号が書いてありますので、並ぶ順番が少し変わりますけれども、訂正をよろしくをお願いします。

○山田委員

【資料に基づき説明】

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質疑などがございましたら発言をお願いいたします。

○佐々木会長

吉田委員さん。

○吉田委員

これを指定していただけるというのは、すごくいいことだなと思って、とても評価させていただきたいと思っていて、その中で、表現で一つだけ気になったのが、2ページ目の一番下の行の、4カ所4地域で一応見つかっているけれども、その中で2つを選ぶというときに、これだけの価値を評価されるのであれば、全部を指定していただきたいというのが本当のところなんです。その中で、もう一つの条件の「活用しやすい場所を選んだ」という表現なのですが、誤解を与えないようにという意味で心配しているのが、指

定をするということは、その価値が学術上、あるいは歴史を考える上で重要であるという、おっしゃっていただいている基準が重要で、活用は、それが人々に伝わるように活用するので、活用しやすい場所を選んだというふうにしてしまうと、ちょっと逆転してしまうと思います。今後、文化財の活用というのが逆転しないように、やはり守り伝えていくことを、まずは考えるということを思うと、ちょっとこの一言が気になると。少し修正していただければと思います。

○山田委員

ご意見ありがとうございます。まず指定範囲をこの2つに絞ったという点ですが、河川の状況を見ていただきますと、今回指定した範囲、特に小道木埋没林という河川の屈曲部にあるところは、ちょうど河川の屈曲する内側のところに木がたくさん生えておりまして、どちらかという流れの影響を受けにくくて、消失の可能性が非常に低いという点から一つは考えられております。

今回の範囲に含めなかった2つの地点については、実はこれまでは埋没木が幾つか乱立して見えていたのですが、私が見に行ったときには、もうほとんど見えていない状態で、既に川の中にも埋没木自身がほとんど見えないという状態になっておりました。もしかしたらまた出てくるかもしれないのですが、現時点ではそれを含めるのは難しいだろうということで、この2カ所にさせていただきます。

それから、さっきの28ページの一番下の「活用しやすい場所にある」ということですが、確かに先生のおっしゃるとおり、活用しやすいということを指定の一つの基準にするというのは、危ない面があるかもしれません。なので、ページの一番下の「活用しやすい場所にある」という文言を削除させていただきます、その前の「かつ埋没木の消失の可能性が低い」というふうにさせていただきます。

○佐々木会長

あるいは「見学しやすい場所」と書いてしまうか。

○山田委員

でも、見学しにくいところは指定したら駄目か、ということになりませんか。

○佐々木会長

大窪委員お願いします。

○大窪委員

吉田委員のおっしゃるとおりなのですが、ここの文言を「保存活用」としてはいかがでしょうか。活用の前に、まず保存ということなので、両方の言葉を入れておけば一番よいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田委員

保存しにくい場所だと指定しない、というふうになるのもちょっと変な表現かなと思

います。「～しやすいから」というのは、どうしても必要でしょうか。

活用もですけれども、保存も、保存しやすい場所だから保存するというのではなくて、保存の必要があるから保存をするのであって、今後しやすいからということで指定するのではない、ということです。

○山田委員

いかがでしょうか。

○佐々木会長

削除でしょうか。

○山田委員

では、私のご提案どおり、「かつ埋没木の消失の可能性が低い」、その後の文章の「活用しやすい場所にある」というのを削除するというところでよろしいでしょうか。

○佐々木会長

繰り返しますと、この28ページ目の一番下の文章、「かつ埋没木の消失の可能性が低い」、これで行きたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかに何か。土本先生。

○土本委員

同じ内容なのですけれども、保存と活用が、文化財保護法の改正でちょっとバランスが崩れつつあるので、31ページの2行目ですけれども、「今後の更なる活用が見込まれる」という言葉は、「今後のさらなる保存活用が見込まれる」と、保存とセットのほうでバランスがいいかなと思ったのですけれども。

○佐々木会長

上から2行目ですね。

○土本委員

そうです。

○佐々木会長

そうだと思います。

○山田委員

ありがとうございます。

○佐々木会長

「保存活用」の表現ですが、どこかに確か、「保全・活用」というのもあったような気

がするのですが、表現だけ統一しておかないと。私の見間違いだったらいいのだけれども。

では、続けて「保存活用」でよろしいですか。いかがですか。

○山田委員

ありがとうございました。では、中点を入れずに「保存活用」と。

○佐々木会長

ほかに、何かご質問なりご意見なりございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

【質疑等なし】

○佐々木会長

ありがとうございました。

それでは、この2点の修正を踏まえまして、本案件につきまして、長野県宝に指定することが適当で、文化財に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ありがとうございました。それでは、「遠山川の埋没林と埋没樹」につきまして、長野県天然記念物に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。ありがとうございました。

〈答申書案確認〉

○佐々木会長

それでは、事務局から答申書案を配布してください。

【答申書案の配布】

○佐々木会長

ただ今配布されました答申書案について、何かご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

それでは、本案を答申書として決定いたします。ありがとうございました。

(2) 報告

○佐々木会長

それでは次に、報告事項としまして、現在諮問されているそのほかの案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（市川指導主事）

前回、平成30年度第2回審議会で諮問いたしました美術工芸品であります、筑北村八木区所蔵の鉄造阿弥陀如来立像、長野市不動寺所蔵の木造不動明王立像の計2点につきましては、物件の所有者や市町村教育委員会の事情がございまして、現在ご審議いただくための準備等を進めておりますので、引き続き調査継続としていただきますようお願いいたします。

なお、いずれの物件につきましても、次回令和元年度第2回審議会では答申をお願いしたいと考えております。以上です。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、質疑などがございましたら発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員一同

【質疑等なし】

(3) 県教育委員会からの諮問

○佐々木会長

それでは次に進ませてください。

本日付で、長野県教育委員会から長野県宝の指定に関し諮問がされています。事務局から、諮問書の写しを配布してください。

【諮問書の写しの配布】

○佐々木会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小林文化財・生涯学習課長）

それでは、今お配りしました諮問書の写しをご覧ください。

長野県宝の指定について、諮問。

下記の文化財を長野県宝に指定したいので、文化財保護条例第4条第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。

長野県宝に指定する文化財はエリ穴遺跡出土品484点です。所在地、松本市。所有者の名称、松本市。以上でございます。

詳細につきましては、担当からご説明申し上げます。

○事務局（石丸主任 文化財専門員）

【資料に基づき説明】

○佐々木会長

説明ありがとうございました。以上、指定1件が諮問されました。

ただ今説明がありました「エリ穴遺跡出土品」の指定につきまして、質疑などがございましたらご発言をお願いいたします。よろしいですか。

○委員一同

【質疑等なし】

○佐々木会長

ありがとうございました。それでは、本日諮問のありました1件につきましては、部会担当の委員さんを中心に、答申に向けて調査等をよろしくお願いいたします。

（４） その他

○佐々木会長

次に、その他といたしまして、委員各位から何かございますか。また事務局から何かございませんか。

では事務局から、お願いいたします。

○事務局（小林文化財・生涯学習課長）

委員のお手元に、「長野県立歴史館だより」秋号をお配りしてございます。この秋、開館25周年を迎えるということで、歴史館で大変素晴らしい企画展がございまして、歴史館から簡単にご説明をさせていただきます。

○長野県立歴史館（西山考古資料課長）

【「長野県立歴史館だより」について説明】

○佐々木会長

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですかね。

○委員一同、事務局

【なし】

○佐々木会長

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆さまのご協力に対しまして感謝申し上げます。

それでは、司会を事務局にお返しいたします。

(5) 答申

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

ありがとうございました。それではここで、先ほど長野県宝等指定への答申を決定いただきました「宮下家住宅」と「遠山川の埋没林と埋没樹」の2件につきまして、佐々木会長から答申書の交付をお願いいたします。

【佐々木会長から轟次長へ答申書を交付】

(6) 教育次長あいさつ

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

ありがとうございました。

それでは、教育委員会事務局教育次長の轟からごあいさつを申し上げます。

○事務局（轟教育次長）

長野県教育委員会事務局の教育次長の轟寛逸でございます。本日は、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、また長時間にわたってご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。また、委員の皆さま方には、日頃からさまざまな機会にご指導、ご助言を賜りますとともに、指定候補物件の現地調査等でも多大なるご尽力をいただいておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げたいと思います。

ただ今、指定が適当であるとの答申をいただきました、阿南町の宮下家住宅、遠山川の埋没林と埋没樹の2件につきまして、速やかにこれから指定の手続きを進めてまいりたいと思っております。県教育委員会といたしましては、文化財の保存を図りつつ、地元市町村や関係者の皆さまと連携して、文化財の魅力を発信して、より一層の活用を注いでまいりたいと考えております。委員の皆さま方からは、引き続きご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますけれども、本日は、長時間にわたりましてご審議をいただきましたことに重ねて感謝申し上げますとともに、皆さま方のますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げます、御礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

5 閉会

○事務局（小林）

本日は、長時間にわたる慎重なご審議ありがとうございました。また、台風等で首都圏はだいぶ交通機関が混乱していたようでございますが、お越しいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第1回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。

令和元年9月9日

議事録署名委員 土本俊和

議事録署名委員 高橋龍三郎